

対=対象 定=定員、定数 料=料金、費用 ※料金について記載のない催しは入場無料(参加無料) 開=開所時間 休=休所日 申=申し込み 問=問い合わせ
 共通=共通の内容 手=手話通訳 要=要約筆記 担=市の担当課 F=FAX ネット=ネット窓口(電子申請)…インターネットで申し込みができます 北九州市 ネット窓口 検索

講座・教室

北九州パレスの講座

親子でいきいきわくわくアート 5月5日(祝)。13～14時30分の部と15～16時30分の部あり。対5歳～小学生と保護者。定先着各部10人。料1500円。
脳トレ・知育の糸かけ数楽アート体験講座 5月17日(火)18時30分～20時30分。対小学生以上。定先着15人。料2700円。
行政書士試験対策講座 6月3日～9月23日のおおむね毎週火・金曜日(全30回)18時30分～20時30分。定先着20人。料2万7300円(34歳以下は2万2300円)。
 共通申 電話で4月17日から北九州パレス(小倉北区井堀五丁目、☎651・4600)へ。

初心者向けスマホ1日教室

5月9～30日の毎週月曜日、14時30分～15時30分、黄金まちや(小倉北区黄金一丁目)で。対60歳以上。定各日4人。料テキスト代300円が必要。申往復はがき(1人だけ)に基本事項を書いて4月26日までにシルバー人材センター西部出張所(〒806-0021八幡西区黒崎三丁目1-3、☎482・6112)へ。

救命講習会

①子どもに対する応急手当の講習会
 小児・乳幼児の心肺蘇生法やAED(自動体外式除細動器)の使用法など。5月10日(火)9時30分～12時30分、市民防

災センター(小倉北区東港一丁目)で。定20人。
 ②普通救命講習 心肺蘇生法やAED(自動体外式除細動器)の使用法、異物除去の方法など。5月13日(金)13～16時、八幡西生涯学習総合センター(黒崎駅西側、コムシティ内)で。定15人。
 ③実技救命講習 心肺蘇生法やAED(自動体外式除細動器)の使用法など。5月18日(水)9時30分～11時30分、市民防災センターで。対WEB講習の受講証明書を2カ月以内に取得した人。WEB講習についてなど詳細は問を。定20人。
 共通申①は5月2日まで、②は4月13日～5月2日、③は4月18日～5月10日に消防局救急課☎582・3820へ。聴覚障害者は☎592・6898も可(基本事項と申必要の有無を記入)。ネットも可。

スマホ体験&スマホ決済講座

スマートフォンを使ったキャッシュレス決済の方法など。5月11日(水)、生涯学習総合センター(小倉北区大門一丁目)で。午前の部(10～12時)と午後の部(14～16時)あり。定各部15人。申4月18日から5月10日までにデジタル市役所推進室デジタル市役所推進課☎582・3007へ。

おさえておきたい労働法講座

5月12日(木)13～15時、ウェルとばた8階(戸畑駅前)で。対再就職活動中の人(新卒は除く)。定先着20人。申4月18日から高齢者就業支援センター☎882・5400へ。

福祉用具プラザの講座

①専門職研修「負担の少ないベッド上のケア」 ▶昼の部=5月12日(木)13時30分～15時30分 ▶※夜の部=5月20日(金)18時30分～20時30分。①の共通講座の動画配信もあり(申が必要。配信日などは問を)。対介護・医療・福祉の有資格者。定会場各部15人。動画配信は定なし。
 ②作ってみよう! 福祉用具「ソックスエイド」 5月13日(金)13時30分～15時。定5人。
 ③なるほど! 介護講座 ▶福祉用具を知ろう=5月20日(金)13時30分～14時30分 ▶※あわてない緊急時の対応=5月31日(火)10～13時。③の共通定各20人。
 共通総合保健福祉センター(小倉北区馬借一丁目)で。申②は5月2日、①は6日(※は13日)、③は13日(※は15日)までに福祉用具プラザ北九州☎522・8721へ。聴覚障害者は☎522・8771も可(基本事項と申・要など介助必要の有無を記入)。

生涯学習総合センターの講座

①ポジティブ・ディシプリン「たたかない、どならない子育て」 5月16日～7月25日のおおむね毎週月曜日(全10回)10～12時、生涯学習総合センター(小倉北区大門一丁目)で。定16人。料2700円。託児(有料)は問を。
 ②小倉織を学び、織ってみよう 5月20日～7月15日のおおむね隔週金曜日(全5回)13～15時、いのちのたび博物館

(八幡東区東田二丁目)で。定20人。料4000円。
 ③読書で世界を広げ、人生を豊かに! テーマは「0歳から大人までの読書術」。6月2～30日の毎週木曜日(全5回)10～12時、生涯学習総合センターで。定20人。料1000円。
 共通申①は5月2日、②は6日、③は19日まで。詳細は同センター☎571・2735へ。ネットも可。

母子・父子福祉センターの講座

リフレッシュ講座「ガーデニング」 5月17日(火)14～16時。対ひとり親家庭の親か寡婦。料材料費900円。



リフレッシュ講座「アロマテラピー」 5月18日(水)・6月15日(水)・7月13日(水)の18時20分～20時20分。対ひとり親家庭の母親か寡婦。料材料費各日700円。
 共通定各講座各日10人。託児(無料)は問を。申はがき(1人だけ)に基本事項と託児希望者は子どもの名前と年齢を書いて4月25日までに母子・父子福祉センター(〒804-0067戸畑区汐井町1-6、☎871・3224)へ。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092651・3111か各区役所国保年金課へ

令和4年度保険料

①個人ごとの保険料の計算方法

保険料額(年額)
均等割額と所得割額の合計
 最高限度額66万円、10円未満切り捨て

 =

 均等割額(加入者全員が同じ金額を負担)
5万6435円
 世帯の所得に応じて軽減措置があります。
 下記「②均等割額の軽減」をご覧ください。

 +

 所得割額(個人ごとの所得に応じて負担)
 【被保険者の総所得金額等(※1) - 基礎控除額(※2)] × 10.54%

(※1)前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除額」、「給与収入-給与所得控除額」、「事業収入-必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。
 (※2)合計所得金額が2400万円以下の場合43万円ですが、2400万円を超える場合は異なります。

②「均等割額」の軽減

対象者の所得が右表のときは、均等割額は軽減されます。
 (※3)「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)の世帯が基準となります。
 (※4)「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金は、「公的年金等収入-公的年金等控除額-特別控除額15万円」となるなど、例外があります。
 (※5)下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者が世帯主が、給与所得か公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

軽減割合	均等割額の年額	同一世帯(※3)内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額(※4)の合計額
7割	1万6930円	43万円(基礎控除額) + (給与所得者等の数-1) × 10万円以下 (※5)
5割	2万8217円	43万円(基礎控除額) + (給与所得者等の数-1) × 10万円 + (28.5万円 × 被保険者数) 以下 (※5)
2割	4万5148円	43万円(基礎控除額) + (給与所得者等の数-1) × 10万円 + (52万円 × 被保険者数) 以下 (※5)

③後期高齢者医療制度加入日の前日まで、社会保険の被扶養者であった人(国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません)
 制度加入時から2年間に限り、均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先となります。

令和4年度保険料の納付

①2月に年金天引きだった人

2月に年金天引きされた額と同額が、4・6・8月の年金から天引きされます。なお、令和3年12月以降に保険料額が変更になった人などは、年金天引きとならないことがあります。7月に、令和3年の所得金額を基にあらためて保険料額の計算を行い、10月以降の納付金額と納付方法を郵送で通知します。

②2月に年金天引きでなかった人

7月から口座振替か納付書による納付となります。なお、4月上旬に「令和4年度後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書」が届いた人は、4月から新たに年金天引きされます。